

自動車リサイクル法

引取業／フロン類回収業に登録されたみなさまへ

こんなときは、**変更届出**が必要です！

- 名称を変更したとき
- 住所が変わったとき
- 代表者が交代したとき（法人の場合）
- 事業所の名称や所在地を変更したとき
- 役員に変更があったとき（法人の場合） など

変更事由が生じてから**30日**以内に届出してください。

詳しくは、

大津市ホームページ <https://www.city.otsu.lg.jp> トップページから

Q キーワードで探す

自動車リサイクル法

検索

「引取業／フロン類回収業登録申請に係る様式集」をご覧ください。

忘れずに変更届出書を提出しましょう。